

流山市農業委員会  
令和2年第13回  
総会議事録

令和2年12月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和2年第13回総会議事録

1 期 日 令和2年12月10日(木)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議 長 名 水代 啓司

4 署名委員 11番 山崎 日出男  
1番 矢口 優子

5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員(委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成  
事務局次長 染谷 晃  
事務局事務員 小田 嵩

9 会議目次

(1) 議案第59号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ……………	1
(2) 議案第60号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) ……………	5
(3) 議案第61号	農用地利用集積計画の決定について……………	8
(4) 議案第62号	令和3年度流山市農地等利用最適化施策に関する意見について……………	10
(5) 報告第37号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について……………	14
(6) 報告第38号	転用許可に伴う工事完了の報告について……………	15
(7) 報告第39号	専決処理の報告について……………	16

**▲開会 午後3時00分**

○水代会長 それでは、ただ今から令和2年第13回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

11番 山崎委員、1番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第62号「令和3年度流山市農地等利用最適化施策に関する意見について」までの4議案についてご審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第37号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第39号「専決処理の報告について」報告させていただきます。

ご説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第59号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)  
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年12月10日提出

今月の申請は2件です

1番の権利者につきましては、柏市花野井にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市南の畑2筆 合計面積413平方メートルです。

転用目的につきましては、資材置場用地とするため、今回、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

2番の権利者につきましては、流山市南に所在する運送業を営む法人です。

申請がありました土地は、流山市桐ヶ谷の畑3筆 合計面積2,978平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場用地とするため、今回、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」についてご報告いたします。

今月の案件は2件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は資材置場を整備しようとするものです。

権利者は、柏市花野井にお住まいの方で、年齢は28歳です。

申請理由についてご説明いたします。

権利者は現在、個人事業主として外構工事等の建設業を営んでおりますが、建設資材等については、独立以前に働いていた事業者の資材置場を間借りしている状況です。

今後、事業拡大等の観点から、権利者の実家に隣接し家族が所有する農地を転

用し、資材置場とするために申請されたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

申請地は全体を砕石舗装とし、砕石や土などの資材を置く場所はコンクリート舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、隣接農地との境界にコンクリートブロックの土留めと見切り材を設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透処理とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことです。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、西側に権利者の実家が建っており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、施工は自身で行い、工事に伴う材料費が約50万円で、全額自己資金で賄うとのことで、権利者個人の預金残高証明書が添付されています。

他法令につきましては、該当はありません。

なお、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないように指導したところがあります。

次に2番ですが、申請地について前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の西約1.3キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在しており、高速道路を挟んで東側が若葉台の住宅地となっています。そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の区域』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市南の物流施設内に本店を置く株式会社で、平成26年に設立されています。事業内容は、インターネット通販を中心とした運送業等で、年商はここ3年間で10億円前後から20億円前後に増加しているということです。

申請理由については、現在、事業に使用するトラックについて、物流施設内及び流山市美原の計4か所に分散して駐車場を借りていますが、分散していることにより事業効率が悪く、また、現在借りている駐車場が狭いことや、今後の新たな車両導入を考えた際に必要な車両を停めるスペースがないことから、会社の周辺に新たな駐車場を確保するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

場内は砕石舗装とし、車両出入口はアスファルト舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、外周にコンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおり、申請地周辺につきましては、北側と東側は畑、南側と西側は道路となっております。

次に、資金計画ですが、賃料は月額80万円。整備費が約1,560万円。全額自己

資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

他法令につきましては、該当はありません。

なお、申請地については、以前に駐車場用地として一時転用した際、砕石の下に透水性のないシートを敷いたことにより隣接農地への雨水流出が発生したことから、今回の事業では透水性のあるシートを使用する等の対策を行い、被害が発生した際には責任をもって対応する旨の文書の提出を求めています。

また、申請地の周辺は幅員の狭い道路が多いため、大型車両の通行により近隣住民に迷惑が掛からないよう、通行ルート等を遵守するよう指導したところであります。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆4番(鈴木委員) 2番の恒久転用(駐車場計画)についてですが、第2物流施設建設計画の当初には、地権者協議会と事業計画者と(仲介の)JAとの三者間では、施設の敷地外には駐車場は作らないとの申し合わせがありまして、それを私も引継いでおりました。

それを踏まえますと、今回の転用申請書の提出がどういう経緯だったのかを確認したかったのですが。

◎事務局(染谷次長) ただいまご質問の物流施設建設時の申し合わせには、農業委員会としましては、関わってはいないと思います。

従いまして、今回の転用申請までの経緯については分かりません。

今般の転用申請書の受理は、農地法の転用許可基準に照らし合わせての審査を行い、本総会に付議したものです。

申請者は、(物流施設に入居した運送会社で、)市内4か所に駐車場がありますが、更なる事業拡大に伴い本申請地を駐車場へ転用申請する旨提出がされました。

三者申し合わせ事項については、あくまでも民民の話し合いのものであり、農地転用申請は農地法の転用許可基準に則り審査していただければと思います。

○水代会長 今、回答がありました。

◆4番(鈴木委員) 物流業界の事業拡大に併せての転用申請とは思いますが、優良農地の保全の観点からも、当初の申し合わせを守っていただきながら、農地の監視もできればいいなと思います。

○水代会長 事務局の回答をお願いします。

◎事務局(染谷次長) 当初の三者申し合わせ事項の内容は分かりませんが、繰り返しのようになりますが、今般の申請者の事業拡大による農地転用申請は、農地転用基準に則り審査を行ったということです。

また、監視ということですが、流山の場合には、多くは個人で農業を行っているケースであり、農業委員会としては、個人の財産で耕作を行う方や、また、利害関係人の行為の制限はできないものと考えられます。

◎5番(金子孝博委員) 鈴木委員の質問についてですが、前回までの北部地区の駐車場への転用申請の例がありますように、農業委員会としては、農地転用に伴って隣接農地への被害が発生する恐れがある場合を除いて、許可条件が整っている限り、許可せざるを得ないと考えます。

○水代会長 やはり、農業委員会では、正当な理由のある農地転用申請の許認可権限だけであって、農地を見張るようなことは基本的にはできないものと考えられます。

当然ながら、農業委員会は農地の保全を第一優先とする考え方ですが、地権者の恒久転用や一時転用の意向があり、許可条件を満たしている場合には、転用については、許可せざるを得ないというのが、農業委員会の姿勢であると思います。

ほかにご質問ございませんか。

◆10番(岡田委員) この場所は、以前、一時転用で駐車場の許可が出ました、一時転用の場合には、期間などの条件を付して許可しますね。

この場所には、何か条件は無かったのですか。

○水代会長 一時転用後の基準について事務局から説明をお願いします。

◎事務局(染谷次長) 一時転用後は、農地に復元することを条件に許可しています。

しかし、その後に転用申請してはいけない旨の基準はありません。

○水代会長 他にご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第59号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成、多数であります。

よって議案第59号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第60号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年12月10日提出

今月の申請は8件です。

いずれも農地造成を伴う一時転用です

今回申請の8件については、権利者が同じで場所も近接して関連があるため一括してご説明いたします。

権利者につきましては、東京都立川市に所在する不動産業を営む法人です。

農地転用の申請がありました土地は、流山市名都借にあります田9筆 合計面積9,002.09平方メートルです。

転用目的につきましては、農地造成をするものです。この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の5ページから10ページにございます。

ご説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」についてご報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが8件であります。

本案については1番から8番まで、権利者が同一で関連があるため一括してご報告いたします。

なお、本案については、現地調査と権利者及び義務者の双方からヒアリングを行っております。

まず、申請地につきまして前方の地図でご説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.5キロメートルに位置し、周囲は住宅地に近接し、10ヘクタール未満の農地と、資材置場が混在している地域です。

そのため、『市街地に近接した区域にある、規模が10ヘクタール未満の農地』として第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借で、転用目的は、残土を利用した農地造成を行うものです。

権利者は、東京都立川市に本店を置く株式会社で、昭和56年に設立されております。

事業内容としては、主に不動産業を行っているということです。

農地造成の実績については、ありませんが、今回の工事施工者は権利者の子会社であり、主にマンション建設等の工事实績があるとのこと。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

埋立て面積は合計9,002.09平方メートル。土量は、約14,400立方メートルを搬入するとのこと。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、水路、畑、道路となっております。

次に、土砂の搬出元は、近接する柏市内の開発行為の現場で発生する土で、もとは畑として使用されていた場所のものです。

造成については、単純埋立方式で、造成高は最大で約2.3メートル。道路からは約2メートル高くなる計画です。

土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

次に、搬入ルートですが、発生場所の南側から下り、埋め立て地の東側の道路を経由して、南側から進入する計画です。

埋立て期間につきましては、令和3年9月31日までを予定しております。

申請理由につきましては、当該地は以前より地盤が緩く、大型機械による進入が困難なため、以前から農地造成により畑作に転換が進められている地域です。

また土地改良区も解散しており、水稻に必要な水利は個人による管理となっており、水田利用が困難となり、畑作に転向したいとのことです。

次に、義務者について説明いたします。

1番から3番の方は同一世帯で、耕作面積は約1.8ヘクタール。農業従事者は3人です。

4番の方は、耕作面積は約2ヘクタール、農業従事者は5人です。

5番の方は、耕作面積は約0.1ヘクタール、農業従事者は2人です。

6番の方は、耕作面積は約1.2ヘクタール、農業従事者は3人です。

7番の方は、耕作面積は約0.5ヘクタール、農業従事者は1人です。

8番の方は、耕作面積は約1.4ヘクタール、農業従事者は5人です。

農地造成後の作付け計画についてですが、1番から3番の方はイモ類、4番の方は小松菜とジャガイモ、5番の方はジャガイモや枝豆、6番の方はウコンなど、7番の方はキクイモ、8番の方はイチジクを作付けするとのことで、作付け計画書と作付け誓約書が申請書に添付されておりました。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に、農地造成を行い畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画につきましては、造成費が約2,750万円ございまして、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、千葉県土砂等の埋立て条例に該当し、現在申請中です。

また、関係課との協議関係ですが、道路や水路に関しては、市の道路管理課及び河川課と協議済みとのことで、協議結果報告書が添付されておりました。また、埋立て条例の事前協議の中で、周辺住民への周知を行ったということでした。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として、転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため、埋立等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき、又は、その恐れがあ

ることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともに、その旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

なお、単純埋め立て方式とのことで、土が耕作に適したものか確認したところ、土の発生元はもともと畑であり、また、8番の義務者は発生元の隣接に農地を所有していて、現場の状況もみており、問題ないとのことでした。

以上、申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 私から1点お聞きします。

造成高さが2メートルとのことですが、敷地南側の既存道路が低いですね。こちらの排水はどうですか、問題はありますか。

今までは田んぼだから良かったでしょうが。

◎事務局(小田事務員) 地盤高が道路面より高くなりますが、その法面は道路面より下となります。

○水代会長 わかりました。ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第60号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第60号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第61号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和2年12月10日 提出

今月の申請は更新が2件です

はじめに、議案の1番の権利者は、流山市上貝塚にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市北及び小屋にあります田6筆 合計面積5,508平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページでございますので併せてご参照ください。

つぎに、議案の2番の権利者は、流山市野々下にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市名都借にあります畑1筆 面積350平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、12ページでございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が2件です。

はじめに1番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は57歳です。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に2番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は39歳です。農業従事者は1名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、山崎委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたしま

す。

山崎委員の退席を求めます。

(午後3時48分 山崎委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員(多数)であります。

よって議案第61号の1番については、承認することに決定いたしました。

山崎委員の除斥を解きます。

(午後3時49分 山崎委員 入室)

○水代会長 次に、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号の2番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第61号の2番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第62号「令和3年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

令和3年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、令和3年度 流山市農地等利用最適化推進施策について、別紙のとおり意見する。

令和2年12月10日提出

はじめに、農地等利用最適化推進施策に関する意見についてですが、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について、意見を提出することができます。

流山市農業委員会では、これに基づき、市長に対して意見書を毎年12月に提出しております。

今回、委員の皆さまからいただきましたご意見をもとに、総合農政検討委員会の皆さまにご検討を重ねていただき、その案がまとまりましたことから、本日の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様に配布させていただきました資料の中で「令和3年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」を配布させていただきましたので、資料をご覧くださいと思います。

それでは、朗読させていただきます。

## 令和3年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見(案)

令和2年12月10日

### 1 次世代の育成と担い手への農地利用の集積・集約化

#### (1) 担い手・後継者の育成と農業経営支援

農業従事者の高齢化と共に後継者不足が深刻化していることから、後継者同志の意見交換の場や、シニア世代の退職帰農を支援する仕組み作りに取り組まれたい。

また、農業従事者や後継者が豊かで魅力ある農業経営ができるよう、担い手への経営規模拡大の支援とあわせて、小規模農地での施設園芸や効率的な農業経営への支援等、市内全体の農業振興につながる施策を構築すること。

#### (2) 新規就農者や農地所有適格法人等の農業参入に対する支援

非農家出身の新規就農者や新規就農を目指す方を受け入れることができる体制や研修機会を設けるなど、技術的側面からの支援体制を強化すること。

#### (3) 担い手への農地の集積・集約化

担い手への農地利用の集積・集約化を推進するにあたり、地域ごとの農地の状況やニーズ等の必要な情報を引き続き収集すると共に、貸借希望の情報を把握できる農地バンク制度の一層の周知を図ること。

また、生産緑地を貸借できる「都市農地貸借円滑化法による貸借」についても周知を図ること。

#### (4) 遊休農地対策の推進

遊休農地の解消と農地の集積・集約化の一層の促進を図るために、農地再生整備に係る市独自の補助制度を広く周知するとともに、再生可能な農地であるかの診断(現地調査、土壌診断等)についても対応を検討すること。

## (5) 地域の合意形成

地域農業の将来についての方針策定に生かせるよう、「人・農地プラン」の実質化の手続きと同等のアンケート(地域ごとに農業経営の今後についてどのように考えているかなどの農地利用の意向に関する調査)の実施について検討すること。

## 2 地域に即した農業振興施策の実施

### (1) 生産基盤の整備

①農業振興地域の指定と、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる農業振興地域整備計画の策定について、農業者の意向を踏まえつつ、引き続き検討すること。

②安全な農作業環境を維持するため、農道、水路等の補修整備に対応できるよう、予算確保を含め、取り組むこと。

また、農道の機能維持のための交通規制について検討すること。

### (2) 都市農業の振興

①生産緑地指定農地は、市街地の緑地保全と災害時の避難場所確保のため非常に重要な場所であるが、市街地での農業経営には周辺住民の理解が重要である。

都市住民と多面的な共生が図られるよう、農業まつり、市民まつり、産業博等で市内農業の現状を広く周知すること。

②小中学校を対象にした農業体験や農業を取り入れた授業など、食と生命の大事さが伝えられるよう、学校教育の充実に努めること。

③農産物直売所(直売農家)の一層の周知を図るとともに、新たな直売所の設置や流山産農産物のブランド化等について検討すること。

### (3) 安心・安全な農業への取り組み

①農薬使用による事故防止のため、農業関係機関と連携し、農薬の適正使用の指導や農薬飛散防止対策の徹底を図ること。

②近年の自然災害は、これまでの予測や想定をはるかに超える規模での発生が続いている。

防災・減災対策の整備強化を進めるとともに、万が一被災した場合には、十分な支援を行い、意欲的に営農を再開できるような支援対策等の構築を推進すること。

③農作業での死亡事故発生件数は依然多い状況となっている。

具体的な事件事例を取り上げたり、専門的な人材を招いての講習会を定期的

に開催するなど、農作業事故発生防止に向けた啓発等の取り組みを強化すること。

④新川耕地での物流施設の建設が続いているので、これからも適正な水質管理と監視を実施すること。

⑤新川耕地では、開発行為に伴う道路整備により、低速の農耕車も大型自動車が行き交う交通量の多い道路を走行せざるを得ない状況であり、交通事故の増加が懸念される。

交通安全対策に万全を期すこと。

#### (4)その他

農業委員会活動が、効率的かつ円滑に行えるよう専門的知識を持った経験豊富な職員の増員を図り、事務局の機能を強化されたい。

意見(案)のご説明につきましては、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、総合農政検討委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第62号「令和3年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」をご報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を10月から12月にかけて、総会開催前に、委員全員のご出席をいただき、検討を行ってまいりました。

今回の意見書につきましては、農業委員会法に位置付けられました農地利用最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため、農地利用最適化推進施策の改善について、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、さらには「農業振興地域整備計画の策定の検討」などについて、市長に対して意見を提出するものであります。

次に、この意見書の作成に当たりましては、委員皆さまから、全部で16件のご意見を頂戴しました。

ご意見の内訳としては、

1の「次世代の育成と担い手への農地利用の集積・集約化」については、「担い手・後継者の育成と農業経営支援」に関して5件。「担い手への農地の集積・集約化」に関して1件。「遊休農地対策の推進」に関して1件のご意見がございました。

また、2の「地域に即した農業振興施策の実施」では、「生産基盤の整備」に関して1件。「都市農業の振興」に関して5件。「安心・安全な農業への取り組み」に関して1件のご意見がありました。

そのほか、複数項目にまたがるようなご意見が4件ございました。

これらの意見を参考に、内容を検討いたしましたところ、「令和3年度の流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」の案について別紙のとおり、取りまとめました。ご報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

ご質問ございませんか。

それでは、私から1点お聞きします。

項目2の(3)安心・安全な農業への取り組みの中 ③農作業での死亡事故発生件数は依然多い状況となっている…とありますが、具体的に多いのですか？

◎山崎委員長 この表記は、流山市内だけのことではなく、全国的な統計によるものということですね。

事務局、これでよろしいですか。

◎事務局(染谷次長) いったん内容を確認をさせていただきたいと思います。

○水代会長 質問事項整理のため休憩といたします。

(休憩)

○水代会長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

染谷次長

◎事務局(染谷次長) この死亡事故の発生件数につきましては、流山市の件数をカウントしているわけではありません。

山崎委員長のご発言のように全国的統計として多いという状況であると確認いたしました。

○水代会長 はい判りました。

他にご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり、意見を提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第62号については、原案のとおり、意見を提出することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第37号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第37号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について  
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので、報告する。

令和2年12月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市東深井の畑1筆 面積2,013平方メートルで、本年9月総会の議案第49号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、13ページにございますのでご参照ください。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第38号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第38号

転用許可に伴う工事完了の報告について  
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和2年12月10日報告

報告の1番につきましては、今年6月の総会で審議がなされ、7月20日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の14ページと15ページにございます。

また、本件につきましては、11月5日に山崎委員と小菅委員にご確認をいただきました。

報告の2番につきましては、今年9月の総会で審議がなされ、10月5日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の16ページと17ページにございます。

また、本件につきましては、11月21日に金子孝博委員と矢口委員にご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◎金子孝博委員 2番の工事完了報告についての補足です。

矢口委員と一緒に確認してきました。写真でお分かりのように駐車場北側には、パイプ構造で鉄板フェンスが設置されています。

これは、近隣住民から、駐車場内での車両のライトが眩しいことや騒音についてのクレームが自治会長に入りました。

設置事業者に申し入れを行い、その対策として北側面に(高さ2メートルの)遮光鉄板が設置されたという経緯です。

○水代会長 良い対応だったと思います。

他にご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第39号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第39号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、4件 4筆 合計面積2,718平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、18件 273筆 合計面積167,640.34平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件。マンションの

区分所有が7件。道水道用地が1件。その他の建物施設用地が1件の計18件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和2年第13回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時13分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和2年12月10日

流山市農業委員会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 山崎日出男

流山市農業委員会委員 天口優子